0社会福祉法人ジェイエー長野会の居宅介護支援サービスについて（重要事項説明書）

1、事業所の概要

事　業　所　名	居宅介護支援事業所あぐりかなえ
所　在　地	長野県飯田市鼎上山2662－1
事業者指定番号	2070502022
管理者・連絡先	小松　聡美　　0265－24－0086
サービス提供地域	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・下條村・泰阜村 喬木村・豊丘村・大鹿村

2、事業所の職員体制等

職　種	人　員
管　理　者	1名配置
介護支援専門員	常勤の介護支援専門員を1名以上置く。但し、利用者の数が44名又はその端数を増すごとに1名
事務担当職員	1名(常勤１名)

3、営業時間

区　分	平　日	土日祝日
営業時間	8:30～17:30	休　業

（注）1、土曜・日曜・祝日・年末年始（12／30～1／3）は休業日となります。
2、時間外・休業日は転送電話による（24時間）緊急対応をします。

緊急連絡先　　0265－24－0086　　（0265－56－8525）

4、サービス利用料及び利用者負担

（1）　居宅介護支援については、利用者の負担はありません。（但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日各管轄の市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

（2）　介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

5、当事業所のサービスの方針等

（1） 事業所は、要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、又利用者の選択に基づき、 適切な保健医療サービス及び、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、誠心誠意をもって配慮致します。

（2） 介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に偏ることのない様、公正中立に行います。 ＊別紙参照

（3） 事業の実施にあたっては、各市町村及び地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めます。

6、相談窓口・苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

利用者様相談コーナー （介護相談センター）	電 話 番 号　　0265－24－0086 FAX番号　　0265－56－8526 相談員（責任者）　小松　聡美 対応時間　　月曜日～金曜日（8:30～17:30）

〇公的機関においては、次の機関にて苦情申し出等が出来ます。

国保連合会 市町村介護保険相談窓口	電 話 番 号　　026－238－1550
各市町村窓口	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・下條村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

7、事故発生時の対応

1、事業所は、利用者に居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。また事故の状況及び、事故に際してとった処置を記録する。

2、事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

8、当法人の概要

名　　称 法 人 種 別	居宅介護支援事業所あぐりかなえ 社会福祉法人　ジェイエー長野会みなみ信州地域事業本部
代 表 者	本部長　渡辺　千恵子
本部所在地 電 話 番 号	長野県下伊那郡高森町吉田481－1 0265－34－3630　　（FAX:0265－34－3680）
業務の概要	1、居宅介護支援事業 2、居宅介護サービス事業 ・訪問介護・居宅介護（障がい） ・福祉用具貸与事業・地域密着型事業
事 業 所 数	福祉事業所数 ・特別養護老人ホーム　1 ・通所介護事業所　1 ・居宅介護支援事業所　2 ・ヘルパーステーション　1 ・高齢者生活支援　1 ・福祉用具貸与事業所　1 ・地域密着型事業所　3

個人情報使用同意書（支援事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1、使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、医療機関等への情報提供等において必要な場合使用します。

2, 守秘義務

（1）介護支援専門員等は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は、第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び解約終了後、第三者に漏らす事はありません。又、介護支援専門員等は、事業所を退職後も、個人情報は第三者に漏らしません。

（2）予め文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件下で個人情報を利用出来るものとします。

3、損害賠償

（1）事業者は、居宅介護の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰するべき事由によらない場合には、この限りではありません。

年　　月　　日

居宅介護支援事業者　　殿

（利用者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（利用者家族）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（代理者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び契約内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者　　居宅介護支援事業所あぐりかなえ

事業所　　長野県飯田市鼎上山 2662-1

代表者　　管理者　小松　聡美

説明者　　居宅介護支援事業所あぐりかなえ

氏名　　印

私は、契約書及び契約内容説明書及び重要事項説明書により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

（利用者）　住所 ：

氏名 ：　　印

（利用者家族）　住所 ：

氏名 ：　　印

（代理人）　住所 ：

氏名 ：　　印